

20. 10. 24

## 第 3 次答申に向けた規制改革会議の重点分野と課題

## I 医療分野

※は規制改革推進 3 か年計画（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）での措置内容

## ○医療の IT 化の推進

- ・ レセプト・オンライン化を踏まえた、支払基金の合理化の徹底及びレセプト審査における保険者機能の強化

※レセプトのオンライン請求化の期限内完全実施【平成 20 年度から順次義務化、23 年度当初から原則完全オンライン化】

- ・ 医療情報の活用体制の整備（標準的な医療の確立）、及び DRG-PPS（診断群別定額支払い方式）への移行促進、質に基づく支払（Pay For Performance）の導入

## ○医薬品に関する規制改革

- ・ ドラッグ・ラグの早期解消に向けた追加的措置の検討実施

- ・ 後発医薬品の使用促進に向けた参照価格制度の導入

- ・ インターネットを活用した医薬品販売のルール整備

（注）改正薬事法の施行に伴い、対面販売を理由に、地域・中小の薬局等のインターネットによる一般医薬品の販売は、リスクが比較的低い第 3 類に限定される。かかる措置の導入には問題があり、IT 時代にふさわしい新たなルール整備が必要。

## ○医師及び他の医療従事者の役割分担の見直し

- ・ 医師不足対応として、看護師・介護福祉士・助産師等医療従事者の業務の高度化

※医師不足対策として、医師と看護師等の医療関係職との間での役割分担の見直しについて検討（医師の事前の指示に基づく看護師による薬の投与量の調整、介護福祉士による施設内でのたんの吸引など）【平成 19 年度中結論、逐次措置】

## ○「混合診療」の見直し

※先進医療に係る薬事法承認要件（平成 17 年の厚労省課長通知）の解除、及び、国内未承認の薬物・機械器具を用いた先進的な医療技術に関する保険診療との併用を認める枠組みの創設【平成 19 年度措置】

○遠隔医療の更なる普及・促進

- ・医師不足への対処や地域における最適な医療サービスの提供を図るため、遠隔医療の普及・促進に向けた環境整備や遠隔医療に関わる診療報酬の適切な活用を措置。

○医療機関の機能分化・連携の推進等

- ・地域の医療資源を効率的・効果的に活用し、地域全体で安心できる医療を提供する観点から、かかりつけ医機能を中心とした日常的な医療を基盤としつつ、医療連携体制を支える地域の中核的な医療機関などが役割分担し、切れ目のない医療を提供できる体制を整備。併せて医療と介護の機能分担に向けた環境整備の充実・強化を実施。

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 4 章 国民本位の行財政改革

（2）生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

【具体的手段】

（3）消費者・生活者のための規制改革

診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取組み、平成 20 年末までに結論を得る。

第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

（1）現行制度の効率化と持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立

「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療の IT 化（レセプト・オンライン化等）の推進（中略）等を行う。

## Ⅱ 保育分野

少子高齢化の進行に伴う労働人口の急減により、成長力の大幅低下や社会保障費用の現役世代への負担急増が懸念される中、有効な対処策の1つとして、女性の労働力率を高めていくことが求められている。出産・育児期に正社員を辞めざるを得ない、あるいは一旦離職すると正社員として雇用されにくい現状を踏まえると、女性が安心して出産・育児を行いつつ、働き続けられる環境整備が必要。

したがって、待機児童問題の解消や潜在的な保育需要への対応は、団塊の世代ジュニアが出産・育児期にある目下の喫緊の課題であり、幼保一元化を見据えた保育制度の抜本的な改革が必須。改革に当たっては、①質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営、②多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供、③官民事業者のイコールフティングの実現の視点を踏まえ、具体策を早急に講ずるべき。

### ○直接契約・直接補助方式の導入

- ・地方公共団体独自の制度を参考に、利用者自らが保育所に直接申し込み、契約を結ぶ直接契約方式を導入。
- ・施設へ機関補助されている公的補助を、保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する直接補助方式に転換。

### ○保育所の入所基準に係る見直し

- ・「保育に欠ける」要件の見直し

### ○地域の実情に応じた施設の設置の促進

- ・保育所の最低基準の見直し
- ・東京都の認証保育所等、一定の質が保たれている地方公共団体独自の取組を国の制度として位置づけ、直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を実施。

### ○「認定こども園」制度の見直し

- ・補助金の一本化により、地域子育て支援への適切な補助や、新たな追加機能に対する一定の補助を行うなど早期に運用を改善。
- ・運用改善による普及促進を図りつつ、真の幼保一元化に向け、制度を見直し。

○ 競争条件のイコールフットイングによる株式会社等の参入促進

2001年の児童福祉法改正で株式会社等の参入が可能となったが、現状では、以下の制約要因あり。

- ・ 施設整備費補助の対象とならないため、初期投資費用が手当てされない。
- ・ 社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成が求められる（介護等では求めている）。
- ・ 運営費の使途範囲に制約（配当への充当が認められていない。原則、当該保育所の運営費用に充当することが求められ、複数展開する株式会社等がその経験を生かした新規の保育所開設を行うことが難しい等）。

○ 家庭的保育（保育ママ）の拡充

- ・ 地方公共団体の取組を参考に保育ママ要件を緩和するとともに、「保育に欠ける」要件の撤廃により対象児童を拡大。

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 2 章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

I 全員参加経済戦略

①新雇用戦略

- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ）、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

(2) 重要課題への対応

③総合的な少子化対策の推進

- ・ 税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

### Ⅲ 農業分野

#### ○農業経営の効率化（コストダウン、収益性の向上に向けて）

##### ・農業生産法人要件の大幅緩和

従来から農業は収益性が低く、さらに経営環境が悪化している。しかし、農業生産法人には様々な要件が課されている。例えば、農業関係者以外の出資は全体の4分の1以下、かつ、株式会社1社当たりの出資は10分の1以下に制限されており、資本の増強さえ困難である。また、事業の範囲も制限されており、農業生産ノウハウを活かした商品開発（化粧品等）が困難となっている。これらが農業経営の効率化や農業経営の新たな可能性を阻害している。

##### ・農地利用に係る参入規制の撤廃

一般企業が農業に参入して農地を確保する場合は、その方法がリース方式に限定されている。しかも、参入区域の制限（耕作放棄地等に限定）や参入条件（市町村との協定締結）があり、規模拡大はもちろん、参入さえも困難な状況にある。

#### ○米の生産調整の見直し

世界的には、食料価格高騰や食料不足を背景に食料危機の様相を呈しているが、我が国においては、米の生産調整を行っている。しかも、現在の米の生産調整は、生産性や効率性を問わず、生産者に対して一律的に生産を抑制させているため、経営の効率化を阻害する要因となっている。

よって、将来的に国内外のニーズに対応した経営展開を可能とするため、まず、生産性や効率性の高い者が生産を担う（生産性や効率性に応じて生産を調整する）システムとなるよう、段階的に生産調整を見直していく必要がある。

#### ○農協経営の透明化・健全化

農協は、地方銀行に次ぐ預金シェアを誇る地域金融機関であり、第三者による客観性と中立性を確保した監査と検査が不可欠である。そのため、監査については、他産業に類を見ない業界団体による独自の監査システムを早期に見直し、公認会計士監査を導入すべきである。また、検査については、金融機能の安定化及び貯金者保護の観点から、検査体制を強化すべきである。

[参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）]

## 第 2 章 成長力の強化

### 2. 地域活性化

#### (2) 農林水産業

##### 【具体的手段】

##### (1) 平成の農地改革に向けた農業改革プランの取りまとめ

農林水産省は、下記の点について検討を進め、経済財政諮問会議の議論を経て、平成20年内に農業改革プランの成案を得て、制度改革を行う。

- ① 平成の農地改革：農地を確保しつつ、「所有」と「利用」を分離し、効率的な農地利用を徹底し、農地の集積を進める。平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。
- ② 企業型農業経営の拡大：農業経営の法人化を進めるなど、企業的感覚を有する農業経営を拡大する。農地リース事業の在り方（市町村による地域指定など）を含め農地の利用に関する規制を見直し、地域に応じた多様な新規参入を促進する。

## IV 官業改革分野

官業改革については、前身の規制改革・民間開放推進会議において、最重要課題の一つとして精力的な審議が行われてきたが、当会議においても、こうした取組を更に深化・加速すべく、独立行政法人を中心として、その業務の廃止・縮小、民間開放について審議を行ってきたところ。

官業改革の今後の取組として、

○都市再生機構

○雇用・能力開発機構

等については、行政減量・効率化有識者会議等とも連携し、独立行政法人の業務の在り方について、引き続き提言を行うとともに、既往の改革事項のフォローアップを実施していく。

## V 運輸分野

国民生活の基盤をなす運輸分野については、安全・安心の要素を含めた質の向上と低コスト化を目的として、陸・海・空の様々な輸送モードについて幅広く規制改革に取り組み、需給調整規制の撤廃や運賃・料金の届出制への移行等、これまでに一定の成果をあげてきたところである。

急速な経済のグローバル化や本格的な人口減少・高齢化社会の到来など時代の変化に的確に対応するための運輸分野の規制の不断の見直しは、国際競争力強化による成長加速、安心と豊かさの実現、地方の活力・地域生活の向上等の観点から必要不可欠であるとともに、大きな国民ニーズが潜在する分野でもあり、引き続き安全・安心に十分配慮しつつ、より一層の利用者利便の向上や事業活動の効率化・活性化を目指して、規制改革の更なる推進に向けた取組を行っていく。

### ○世界に開かれた日本の空の実現

- ・首都圏空港の戦略的活用を図る観点から、国際線発着回数の上積み、路線選定基準の明確化等を通じた羽田空港の更なる国際化の推進、成田空港の発着枠の拡大、首都圏二次空港の活用等。
- ・効率的・効果的な空港の管理・運営制度を構築する観点から、空港の完全民営化の推進、空港会社等への資本規制の在り方、需要等に対応した弾力的な空港使用料の設定、発着枠取引制度の導入、空港別収支の開示等。
- ・航空自由化交渉の更なる推進を図りつつ、機材、乗員等の相互認証の推進、航空運送事業者に対する資本規制の緩和等による本邦航空会社の競争力向上について検討。

### ○タクシー事業における諸問題について

- ・自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるとともに、タクシー事業者の経営の変革を促し、タクシー市場の構造を変える方策等について検討。

### ○離島航路の維持活性化

- ・離島航路事業者の経営努力へのインセンティブを引き出す観点から、前年度より収支改善した場合で、かつ標準的な運行費用を下回る場合などには、当該改善相当分を事業者に直接補助。

[参考：経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）]

## 第2章 成長力の強化

### 1. 経済成長戦略

#### 【具体的手段】

#### Ⅱ グローバル戦略

##### ②開かれた経済のインフラ強化

##### i) 「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）

平成20年以内に航空自由化工程表を改定し、内外の利用者が便利になったと実感できる、世界に遅れをとらない「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）を集中的に進める。首都圏は、羽田を世界に開き、成田と一体的に24時間運用して、国際航空機能を高める。羽田からアジアの主要都市への路線を早期に実現する。

- ・2010年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。